建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり公告し、一般の縦覧に供します。

平成二十年九月十九日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　対象区域

桜井市東新堂三四二番地ノ一、三四二番地ノ三、三四二番地ノ四、三四三番地ノ一、三四三番地ノ二、三四四番地ノ一及び三四五番地ノ一の一部

二　認定年月日

平成二十年八月五日

三　認定計画書の縦覧場所

奈良県土木部まちづくり推進局建築課